

---

(株) 産業立地研究所 代表取締役

真野 博司 (まの ひろたか)

「産業創出で地域経済を再生・発展へ」

---

【講師のプロフィール】

経歴 中央大学法学部、日本立地センターを経て、昭和45年9月、産業立地研究所を設立。代表取締役、所長に就任。

(財) 未来産業技術研究振興財団理事、(社) 先端技術産業調査会理事、(社) 日本テレワーク協会監事を兼ねる。

公職 國土審議会、産業構造審議会、中小企業近代化審議会、工場用地・用水審議会の専門委員、産業開発指導員(旧通商産業省)、水源地域対策アドバイザー(旧國土庁)などを歴任。

研究業績 大規模工業基地計画、テクノポリス計画、頭脳立地計画、オフィスアルカディア計画、電源地域振興計画など多数の地域振興、産業振興に係る調査・研究に従事され、経済産業省などの産業立地政策、地域振興政策などに数々の提案を行っている。近年は特定産業の創造を目指す産業のメッカづくり(新産業創造拠点=産業創出クラスター)を提案し続けている。

産業創出で地域経済を再生・発展へ

産業立地研究所

代表取締役 真野博司

・・打撃を受けた地域経済・・

長く続いた日本経済の不況の影響をまともに受け、地域経済は疲弊している。頼りにしている工場の立地は平成元年以来、減少の一途を辿り、13年の全国工場立地の実績は1130件と元年の4157件の27%になってしまった。原因は不況による設備投資の減少、海外立地の増加、工場再編成による遊休地・施設の増加、バブル期に購入した土地余りなどがある。特に、今までなら地方に立地していた業種の多くが中国など東アジアを中心とする海外立地に立地している現実は地方にとって痛手だ。

誘致した企業の工場が海外立地、これに伴う国内生産の再編成との関連で、閉鎖、縮小し、人員整理が進んでいる地方もある。IT関連企業のリストラ計画の希望退職者を積み上げると、全国で8万人以上になると新聞報道もある。

中央の企業だけでなく、地方の企業が海外進出してしまっても痛手だ。手元の専門紙のバックナンバーを整理しただけでも、12-14年（直近）で63企業が進出しているが、実際はもっと多いだろう。親企業など取引先の海外進出への対応、独自の経営戦略の展開などが理由である。

工場立地の減少、工場の閉鎖と人員整理、地元企業の海外進出・・と言うトリプルパンチが地方を見舞っている。更に痛いことは、地方が大きく依存していた公共事業も従来のように期待できそうにないことだ。

このような現状を打破するため、地域では「経済構造の改革と創造のための行動計画」の閣議決定（97年5月）や地域産業集積活性化法（97年）、新事業創出促進法（98年）、大学等技術移転促進法（98年）、産業活力再生特別措置法（99年）、産業技術力強化法（00年）などの制定を機に、全国的に新産業・新事業・新企業の創出に取り組んでいるが、その成果が景気回復に大きな影響を及ぼすには至っていない。

しかし、日本経済はそろそろ立ち直らないと、世界第二位の経済大国の座から瞬く間に落ちてしまいかねない。

それを予感させるデータが多数出回っているが、なかでも象徴的なデータは、スイスのIMD（国際経営開発研究所）が毎年発表する「国際競争力ランキング」である。かつて世界一位を誇った日本は1990年代後半から低落の一途を辿っており、2002年の総合順位は世界49カ国・地域の中で30位、アジア勢の台湾（24位）、マレーシア（26位）、韓国（27位）の後塵を拝し、後ろには中国（31位）が迫ってきている。2001年の26位からも滑り落ちてしまった。因みに、世界総合ベスト5はアメリカ、フィンランド、ルクセンブルグ、オランダ、シンガポール。新たな創造と革新の源泉として期待がかかる「産学官連携」は32位、「大学教育の競争経済への貢献」は最下位の

49位と話しにならず、さらに産業発展の担い手である経営者の新事業志向と開業のし易さはともに49位と最下位である。それでも、研究開発がアメリカに次ぎ2位の座を占めていることが救いである。

WEF（世界経済フォーラム。本部ジュネーブ）がまとめた「国際競争力報告2001～2002年」では、世界75カ国・地域の中で、企業の国際競争力は8位であるものの、国の現在の競争力は15位、潜在成長力は21位の状況にある。

#### ・・地域経済再へ、新産業などの創出を急ぐ・・

いずれにしろ、日本の国際競争力が年々、弱まっていることは事実である。これを何とかしないと、世界第2位の経済大国の座もおかしくなる。衰退の連鎖が起こり、日本経済再生も覚束なくなる。

このような現状を打破し、日本が国際競争力を強化し、経済を再生、発展していくための有力な方策の一つとしては、既定の路線である新産業・新事業・新企業などの創出に向けた道を突き進むこと以外に方途はない。

地域も当然、これに右へ習えである。特に重要なことは、地域の産業資源を最大限に活用し、地域の企業、ベンチャー企業、起業家を中心に新たな創造と改革を実現していくことである。

従来、多くの地域は地域経済の発展を導入（地域外からの誘致企業による事業展開）と内発（地域内の地元企業による事業展開）の両輪立てで実施してきた。これを促進するための両輪を繋ぐ役割を自治体、事業支援機関などが果たしている。

地域経済発展のため、今後もこの両輪立てで展開することが必要である。しかし、国内の工場立地の激減に見られるように、国内立地がかかるの水準に戻るような兆しがない。

従って、工場などの誘致に手を抜いてはいけないが、これとともに、どちらかと言えば、今まで力の入れ方が弱かった内発にもっと重点を置くべきである。

地域にある企業（誘致企業も含む）の多くが世界に通用する企業に育つていけば、地域経済の国際競争力が強化される。全国の地域が同じようになれば、地域経済の再生、発展に止まらず、日本経済の再生、発展に波及していく。

#### ・・地域経済再生、発展の方策・・

地域経済を再生し、発展させていくためには、地域の産業資源を最大限活用していくことが必要である。その方策を以下に述べる。

##### ■ 自治体が独自の産業政策を持つ

地球規模での産業活動が展開し、工場などの海外立地が増加する中、自治体が今まで頼りにしていた工場誘致などは難しくなり、これを核とした地域経済活性化は期待通りにいかなくなってきた。

工場や研究所の立地が国内の地域を選ぶ時代から世界の国を選び、その国の地域を選ぶ時代になったからである。

しかし、地域経済を再生し、自律的、持続的、連鎖的な発展を図るためにには、地域の産業振興を促進することが不可欠である。

このような情勢に対応するために、いま自治体がなすべきことは、工場などの誘致に期待し、その努力を続ける一方、地域の産業資源に根ざした産業創出について真剣に検討することである。

このためには、自治体が独自の産業政策を持つ必要がある。私はこれを大分以前から言  
い続けているが、今でも「何を失礼な。自治体には既に産業政策はある。産業政策課とい  
う部署もあり、産業ビジョンなども策定している」と反論されたことがある。

確かに、自治体には最近、産業政策課とか産業政策室とかの部署ができている。産業ビ  
ジョンも立派なものができ、目指すべき産業分野や方策を示している。

しかし、その殆どは地域特性を踏まえたものというより、国の産業政策の枠組みに沿っ  
たものである。戦略産業は我が21世紀の戦略産業として情報通信、バイオ、環境など1  
5分野を示せば、全国の地域がこれを与件とし、その全部あるいは幾つかを対象に選び、  
その創出を目指すことが通例である。この結果、全国が金太郎飴のごとく同じ産業の振興  
を目指すという現象が起こっている。

産業の担い手（プレーヤー）や支援者（サポーター）も誰であるかが必ずしも明確でな  
く、政策資源の重点配分の内容が明確でなかつたりするものが多かった。ビジョンを示せ  
ばあとは誰かがやるはずだという認識である。

産業政策の意味を「経済発展の推進力になる産業（戦略産業）の国際競争力を強化する  
ため、限られた政策資源を重点配分するための政策体系」としてみれば、自治体の産業政  
策はまだその域に達しているものは少ない。

しかし、新事業創出促進法制定をきっかけに、地域からの産業創出への取り組みが始ま  
り、サポーターとして事業支援機関を中心とする地域プラットフォームが整備されたので  
、自治体は産業振興ビジョンを更に前進させた産業政策を策定し、地域固有の産業資源を  
活用して戦略産業の創出を推進して欲しい。

地域が独自の産業政策を持って、地域特性に根ざした産業政策を策定し、国の産業政策  
とも連動させながら地域経済の再生、発展を図ることが望まれる。

ここでいう産業政策とは、（1）地域の戦略産業を設定する。（2）戦略産業の担い手  
(プレーヤー) の目星をつけ、支援者（サポーター）を明確にする。（3）担い手と支援  
者に政策資源を重点配分する・・ことである。

産業政策を立てる場合に必要なことは、地域の産業資源を総洗い出し、その中から戦略  
産業になるシーズ、ニーズを把握し、新産業創出などの可能性と熟度を評価する・・こと  
である。

産業資源とは、地域に既に存在する学術研究（大学、国公立研究機関等）、産業（企業

)、技術、人材、農林水産資源、天然資源などを指す。

しかし、既存の産業資源の活用が余り期待できないものの、ある戦略産業を何としても創出したいというのであれば、いわば「無から有を生じさせる」ための「きっかけ」と「きっかけ」づくりを政策投資により先行することか必要になる。

例えば、千葉県のかずさアカデミアパークのかずさDNA研究所、播磨科学公園都市の高輝度光科学研究センター（大型放射光施設。SPRING-8）などは全く何もなかつたところに県の産業政策により整備された産業資源であり、これが企業を引きつける知的基盤になっている。

地域の産業資源は全国同じではないので、産業資源を発掘、評価した結果、国が示した戦略産業でない地域独自の戦略産業が登場する可能性が大きい。

戦略産業の担い手は地域の内外の企業が対象になるが、地域外の企業は戦略産業展開の場の選択肢が広範にわたり、これを誘致するには世界を含め熾烈な競争を余儀なくされるので、努力はするものの、むしろ地域内の企業や大学発ベンチャー、離退職者発ベンチャーに期待した方が現実的であろう。

この場合、自治体がやるべきことは、全国の地域経済産業局が実施しているように、地域の企業回りを徹底して行い、企業の実態を正確に把握し、担い手を見極め、現場の声を良く聞き、これを産業政策に反映させることである。

戦略産業に重点配分する政策資源はソフト、ハード取り混ぜて多種多様である。主なものとしては、大学等の知的インフラの活用、産学官連携の強化、地域プラットフォーム、インキュベータ、TLOなど支援機能の活用、産業団地・貸し工場・貸し研究室の整備、情報通信基盤の整備、ベンチャー・キャピタル、エンゼルなど投資基盤の整備、金融・税制の優遇措置、産業振興を阻害する規制の緩和などである。

#### ■ 産学連携で産業創出へ、大学の知的資源を活用、

地域に存在する産業資源の中でも、産業創出のための大きな源泉になるのは大学、国公立研究機関（以下、大学と称する）である。大学の知的資源（研究成果）をもとにし、産学連携により、新産業・新事業・新企業などを創出した成功事例は米国を中心に外国では多数ある。日本では産学連携が米国などのように活発でないので、未だ成功事例は少ないが、地域経済の再生、発展のためには、外国の先進事例に倣って、大学を最大限に活用することが必要であり、それが決め手になる。

しかし、日本の産学連携は世界に比べて大きく後れを取っている。この点の事情に触れてみよう。

日本には現在、669の大学があり、研究者は16万7000人（自然科学）に達し、政府から研究費3兆0595億円（同上）を受けている。

日本全体の研究者（自然科学）64万4000人の26%が大学に在籍し、政府の研究費総額14兆7105億円の47.5%が大学に配分されている。（数字は何れも00年

度)

それにもかかわらず、大学が取得した特許は99年18件、00年51件と僅かであり、特許ロイヤリティ収入も当然のことながら少なく99年6万ドル（643万円）、00年58万ドル（6274万円）、TLOは02年現在26機関（TLO法承認）、TLOを通じたライセンス件数は69件・出願件数実施化率9.3%（98-00年までの累計）であり、大学発ベンチャーは110社（90-99年までの累計）である。

これに対して、米国の大学は特許取得が99年3295件、特許収入が99年6億4100万ドル、TLOが139機関、TLOを通じたライセンス件数が15480件・出願件数実施化率61.7%（94-99年までの累計）、大学発ベンチャー2256社（80-99年までの累計）である。（科学技術白書、科学技術・学術審議会、産業構造審議会などの資料による）

日米の格差は極めて大きい。

しかし、これは仕方がない。法体系を整備した時代が遅い過ぎる。米国の产学連携の推進の大きなきっかけになったバイ・ドール法ができたのが1980年、米国が経済再生に躍起になっていた時期であり、その後、中小企業技術革新促進法（82年）、バイ・ドール法改正（84年）、連邦技術移転法（86年）、国家競争力技術移転法（89年）など制定され、产学連携促進に拍車がかかり、今日に至っている。

日本で产学連携の法体系が整備されたのは、経済構造の変革と創造への取り組みが始まった98-00年である。

日本の产学連携に関わる法律制定の推移を整理してみた。研究交流促進法（98年。国立大学、国立研究所の構内での国以外の者による共同研究施設の整備の推進）、大学等技術移転促進法（TLO法、98年。大学の技術に関する研究成果の民間事業者への移転促進のための支援）、産業活力再生特別措置法（日本版バイ・ドール法、99年。国の委託研究成果の民間移転。TLOの特許料等の軽減措置）、産業技術力強化法（01年。委託研究等に係る資金の受け入れの円滑化—複数年度契約が可能一、特許料の軽減、TLOの国立大学施設の無償使用、国立大学教員、研究公務員の民間企業役員兼業）。

いまこそ米国は世界の产学連携の最先端を走っているが、バイ・ドール法の制定前は企業への技術移転を実施する大学数は25-30校（80年）、特許取得の大学数は84校（74-84年）、特許件数は4105件（74-84年）、ライセンス件数は1058件（74-84年）、ライセンス収入は112大学\$30M（86年）であった。

一方、制定後は技術移転200校（92年）、特許取得139校（92年）、特許件数1557件（92年）、ライセンス件数10、510件（89-90年）、ライセンス収入35大学\$113M（89-90年）となった。

制定前は年間250件程度であった特許取得件数は制定後の94年だけをみても年間1600件に達している。その80%が連邦政府からの研究資金によって研究された成果であるという。（数字はウエルインベストメント株式会社、代表取締役社長浅井武夫氏の資

料による)

この原因は法制前は連邦政府の研究資金を得て大学が実施した研究成果（特許権）は連邦政府に帰属していたが、制定後は例外なく大学に帰属することになったからである。

日本の产学連携は米国だけに後れを取っているわけではなく、前述の IMD の世界ランキングにみられるよう世界でも下位にある。

しかし、法体系の整備もあって最近、大学が产学連携に熱心になってきたことを見逃してはならない。

特に、法体系の整備に伴う TLO 設置、特許料の軽減、国立大学の教員（研究者）の民間企業役員兼業の許可などにより、大学の产学連携への意欲はここ数年、一挙に高まり、米国などに比べれば遅れているものの、特許取得、特許の移転、大学発ベンチャーなども増加してきた。

大学がやる気になっているいまこそ、地域にとってはこれを地域経済の再生、発展のために活用する絶好の機会である。

とはいっても、产学連携を推進するために大学が抱える課題は少なくないようだ。产学連携の学内の合意形成ができていない。产学連携の機能整備が遅れている。产学連携に熱心な研究者へ風当たりが強い・などの声が未だに聞こえてくる。

このような課題を解決してこそ产学連携が推進でき、地域も活用に乗り出せることになる。产学連携により地域から産業創出することの成否は大学の態度にかかっているともいえよう。产学連携を推進するために大学が取るべき方策を提案する。

第一は、大学が产学連携のミッションを明確にし、学長直轄の組織体制を整備し、全学の合意のもとに実践することである。全学の意志が統一されないと、組織は機能せず、意欲のある研究者が活動し難くなり、企業も連携し難くなる。

米国の大学を幾つか訪問した時、印象に残ったことは、何も大学と研究者のミッションは、 teaching、research&development、publicservice（大学によっては exchange を

加えている）を実践することであるとし、その中で产学連携を重要な業務と位置づけ、熱心に取り組んでいることであった。

日本でも、全学にミッションが浸透し、組織体制を整備し、成果を挙げている大学が増えてきたが、全国 669 大学の中ではまだ少数派である。また、产学連携というと、工学部、農学部、医学部などが中心になっているが、起業する場合、経営学部、商学部、法学部などの知的資源の活用も必要になるため、大学が全機能を挙げて产学連携に取り組むことが重要になる。

第二は、产学連携のための機能を整備することである。产学連携に伴い研究者では対応が困難な多様な業務が発生したり、連携の場も必要になるので、そのための機能が必要になる。

米国の产学連携に熱心で成果を挙げている大学では、 TLO（特許出願、特許移転など

を担当)、ILO(産業界との総合窓口などを担当)、OSP(契約・法務などを担当)を設置し、企業と研究者の仲介役を果たすとともに、研究者に余分な負担を掛けないようしている。

また、大学がインキュベータを持ったり、地元のインキュベータと連携して起業支援を行うとともに、大学の中、あるいは大学に隣接してインダストリアルパーク、リサーチパークを整備し、産学連携を深めている例が多い。

日本の大学も、共同研究センター、TLO、産学連携窓口などを整備しているところがあるが、多くは未整備の状態にあり、外国の先進事例に比べると十分活用されているとはいえない。

第三は、起業、事業を前提とした研究に重点を置くことである。科学技術会議、科学技術・学術審議会、産業構造審議会などは、政府の研究費の大学への配分が大きいにもかかわらず、その成果が起業などに結びつく割合が少ないことを取り上げ、研究成果を社会還元する必要性を強く指摘している。

確かに、大学発の起業、ベンチャー企業の実績は少ない。その原因是起業などに結びつく研究成果や、それを事業化するモデル、プレーンが少ないと見てよい。従って、それを増やすためには、大学がテクノロジー・ブッシュで取得した特許を起業に移転するだけでなく、企業・市場が求める研究課題に則したデマンド・プルで研究に取り組むことが必要である。

研究成果をビジネスに結び付けるモデルを構築できるプロの経営者や、インキュベータとの提携を推進することも重要である。

第四は、専門分野の研究に特化し、大学の独自性を発揮することである。勿論、規模と能力が優れていれば、総合主義を目指すことも必要だが、そうでなければ、きらりと輝く一点豪華主義を目指す方が経営資源を集中できていいくのではなかろうか。

米国の大学を始め外国の大学は、それぞれの得意な専門分野を全面にして産学連携を強化している。大学の得意の分野に応じて、バイオ、医療、IT、半導体、航空宇宙などの産業が大学周辺に集積し、いわゆる産業のメッカを構築している。政府も研究資金を専門分野ごとの優れた大学に重点配分し、支援している。

日本の大学でも、専門分野で優れた研究開発能力を持つ大学は少なくないが、海外のようなスタイルを構築するに至っていない。

第五は、産学コンソーシアムを結成することである。複数の産学が集積することで、相互補完し、総合力と相乗効果を發揮し、中長期にわたる戦略的研究課題に取り組むことが望ましい。

既にコンソーシアム結成は一部の産学が始まっているが、今後各地域でも同様な展開が期待される。その結成に当たっては、大学・企業間で話を進めることが多かろうが、自治体が地域経済活性化を図るために、積極的にオーガナイズすることが望ましい。

第六は、特許移転の報酬、利益配分などのルールを確立することである。産学連携に熱

心な大学では、既に独自のルールを定めているが、受託研究などで得た発明やその優先使用権の帰属、利益配分などを巡る大学と企業の見解が微妙に食い違っていることもあるようだ。

例えば、日本の企業の多くは、特に大企業では大学へ委託研究して得た特許は研究費を出した企業に帰属するとの意識が強いようだが、米国では知的財産権は資金提供者ではなく、発明者に帰属する原則が確立されている。

また、ライセンス収入の配分については、米国では大学と研究者が1／2ずつ、大学と学部と研究者が1／3ずつなど配分方法は大学によって異なっているが、ルールははつきりしている。

一方、報酬などと並んで重要なことは研究者の人事評価である。产学連携に熱心な研究者が学内で肩身の狭い思いをしているという話を未だに聞くことがある。若し、そのようなことがあれば、产学連携は促進できない。

产学連携の評価は、先に示した大学のミッション（教育、研究開発、社会貢献）の枠組みの中で評価する必要がある。それが研究者間に競争原理を持ち込み、研究者のやる気を喚起し、研究者の流動性を高めることになる。

第七は、地域の中小企業、起業志願者などの研究開発部門（R&D）、コンサルタントとしての役割を強化することである。中小企業などは研究開発部門を強化したくとも、資金、設備、人材などに余裕がない場合が多い。また、未だに大学の敷居が高いと感じる中小企業、感じさせる大学が多いと聞く。

全国の商工会議所、産業振興財団など事業支援機関などにおいて、大学と中小企業を結び付けるイベントなどを開催しているので、これらを利用するなどして、大学も積極的に地域貢献する姿勢を更に期待したい。

因みに、海外では、大学と地域社会との関係は緊密である。大学は地域の中小企業やスキルアップを目指す人々が気軽に活用できる知的インフラの役割を果たしており、地域に多大な創造と革新をもたらすという面で地域社会に貢献している。

日本の大学もこのような対応で地域に臨めば、产学連携は更に推進され、大学発の新産業、新事業、新企業などの創出が進み、地域経済が蘇り、日本経済の再生、新生に大きく貢献することになる。

かつて多くの自治体が港湾、高速道路IC、空港、産業団地などハードインフラを活用し、工場誘致などにより地域経済を活性化してきたと同様、大学は地域に新たな創造と革新を起こす知的インフラである。

第八は、学生と企業の現場交流を活発にすることである。

大学発ベンチャー企業は米国、独国では極く当たり前の話しになっている。日本では10年で110社（90-99年までの累計）だが、米国では10年で2,246社（80-99年までの累計）、独国では90年345社、97年635社、01年（予測）850社となっている。大学発ベンチャーの源泉は大学教師、大学生であるが、独国の一例では

大学生からの起業が60－65%で推移している。

日本でも大学教師とともに、大学生からの起業が期待され、先進地域で実施されている大学生のビジネスプラン発表でもいい素材がでてきているようだが、これは「抛らば大樹。枝葉末節もいい」という大企業就職願望が未だに抜けていない多くの大学生の中では少数である。

しかし、大学生など若者からの起業が増えることが期待されていることも現実であり、これに対応するためには大学教育の中で起業関係の講座を増やし、インターンシップの機会を増やし、若者の起業意識を喚起し、若者たちの起業への挑戦に対して、新たな支援政策の実施、起業風土の醸成を進めていくことが必要である。

欧米のリサーチパークなどの工場や研究所を訪問した際、隣りの大学の学生が仕事を手伝いにきている現場に何度か遭遇したことがある。インターンシップ制度などと堅苦しいことでなく、アルバイト感覚でOJTし、起業の面白さ、難しさを体得しているとのことである。これは学生に限ったことではなく、大学教授が企業を訪れ、幹部や研究者と議論、懇談している場面に出会ったことがある。これと反対に企業の経営者、研究者が気軽に大学を訪れ、教授、学生との交流を深めている現場にも出くわしたこともある。

このような双方の交流が大学発ベンチャーを促す源泉になろう。

#### ■ クラスター形成で産業創出

地域の産業資源の中で今後、一層の活用が必要なものは上記の大学、国公立研究機関の知的資源のほか、既にある産業集積（産業集積地域）である。今後、地域が目指すべきは、大学などの知的資源と産業集積資源を一体的に融合し、新産業・新事業・新企業などを創出するためのクラスターを形成することである。

産業集積について、最近、一躍注目されているのが、クラスターが国際競争力を強化する国家戦略、地域戦略、企業戦略として有効であるとするマイケル・E・ポーター（ハーバード大学経営大学院教授）のクラスター論である。

ポーター教授によれば、クラスターの概念は、「特定の産業分野における関連産業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関（大学、企画団体、業界団体など）が地理的に集中し、競争しつつ、同時に協力している状態をいう」（競争戦略論、マイケル・E・ポーター著、竹内弘高訳、ダイヤモンド社）としている。

ポーター教授は、世界で国際競争力を持っている地域にはクラスターが形成されていることを事例を挙げて説明しているが、これに触発されてであろうか、経済産業省では13年度から産業クラスター、文部科学省では14年度から知的クラスターの形成に乗り出している。

産業集積の概念は、諸説あるものの、大同小異であり、大筋においては変わらないが、産業構造審議会立地部会報告書（平成9年5月）によれば、「技術的優位性を活かした工程間・水平分業等による事業活動の効率化などの事業補完機能、多数の関連する事業者に

による共同研究、企業間ネットワークの構築などの事業高度化機能、優れた人材の育成・確保および就業の容易さなどの人材育成・確保機能といった自律的発展の重要な基盤となるものである」とされている。

日本の産業集積地域は、法律に基づくものとして、新産業都市、工業整備特別地域（新産都法、工特法は廃止）、テクノポリス地域、頭脳立地地域（テクノ法、頭脳立地法の廃止に伴い新事業創出促進法の高度技術産業集積地域、高度研究機能集積地区に発展移行）、特定産業集積地域（地域産業集積活性化法）などがある。

何れも多くの企業が集積しているが、経済団体連合会の〔意見書〕「地域における産業集積戦略のあり方・・付加価値想像型産業の集積を目指して・・」（01年5月）が指摘するように、多くの産業集積がポーター教授のいう国際競争力があるとはいはず、世界に通用する新産業・新事業・新企業などが創出されているとはいえない。

経団連の意見書では自ら実施した内外の産業集積地域の調査結果を踏まえ、「日本の産業集積について痛感したことは、(1) 産業集積政策の戦略性という観点からすれば、我が国は米国、アジアの先進的な取り組みを行っている地域・都市から相当遅れをとっていること、(2) 大競争時代が到来するなかで、国内の地域・都市においては付加価値創造の源泉となる産業の重要性が再認識されはじめてきたこと、(3) それらを背景として、国内の各地方自治体が過去を省みつつ、自ら新しい産業集積の構築に向けた取り組みに着手している例が見られること、(4) 新しい産業集積の実現には、地域における产学研の有機的連携が不可欠であること、などである。」（原文のまま）としている。

更に、「国内各地域において今日、三つの不足が顕在化しているものと考えられる。すなわち、(1) 立地競争力の不足、(2) 人材の不足、(3) コーディネート機能の不足であり、これらへの対応が急がれる。」（原文のまま）としている。

85年ごろから新産業創造拠点（最近では産業創出クラスターと呼称。概念は後述の産業クラスター検討委員会報告と概ね同様）の構築を新聞（読売新聞の論点、日刊工業新聞など）、雑誌（通産ジャーナル、農工情報、東洋経済など）に発表、国土審議会、産業構造審議会、通産省の新産業立地研究会などで提案してきた者として、この指摘は全く同感である。

日本の産業集積地域の性格をみると、新産業都市、工業整備特別地域、テクノポリス地域、頭脳立地地域などはその時代の主導産業の生産拡大の受皿としての性格が強く、多種多様な機能を集積させて「新産業・新事業・新企業」などの創出を特に目指したものではなかった。

特定産業集積地域は本来、基盤技術産業の空洞化対策（A地域）、産地中小企業の振興対策（B地域）としての性格を持ったものだが、A地域は空洞化対策として新産業創出などに重きをおいていた。

この辺りから主導産業の主役後退の兆しを反映し、国の政策も既存主導産業の生産拡大の受皿整備から新産業創出などの受皿整備に方向を展開し始めた。

特定産業集積地域に続く、高度技術産業集積地域、高度研究機能集積地区はまさに新産業・新事業・新企業などの創出の拠点として位置づけられるもので、ここにクラスター形成の兆しが見られる。

いま産業集積地域に求められていることは、世界に通用する新産業・新事業、新企業などを創出する「きっかけ」と「きっかけ」を持った新しい産業集積、すなわちクラスターを形成することである。

クラスターの中に、産業創出特別区を創設し、ここに創造と革新に挑戦する内外の企業、起業家、ベンチャー企業を誘致し、産業のメカづくりを目指すことが効果的である。企業等には税制（事業税、固定資産税、不動産取得税など）投資、金融（補助金、助成金、無利子融資など）の特典の付与、大学等の中核研究機関との連携、事業支援サービスなどを提供することが望ましい。

因みに、両省および産業クラスター検討委員会（経済産業省が日本立地センター、産業立地研究所に事務局を設けて実施）が示しているクラスターの概念は次の通り。

#### ★産業クラスター（経済産業省）

地域経済産業局が地方自治体と協働して、世界市場を目指す企業を対象に

- (1) これら企業を含む産学官の広域的な人材ネットワークを形成
- (2) 経済産業省の地域開発関連施策を効果的に投入

これにより地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開され、産業クラスターが形成されていくことを目標とする。

#### ★知的クラスター（文部科学省）

地域の大学等の独創的研究成果に基づき、プロダクトイノベーション指向企業、起業支援機関等の集積を前提として、競争的環境の下に連鎖的に技術革新と新産業の創造が起こる地域空間をいう。

#### ★産業クラスター（産業クラスター検討委員会）

企業、起業家、大学、国公私立研究機関、事業支援機関、団体等が一体的な空間の中に集積し、相互連携のもと、優れた産業資源など地域の比較優位性を活かし、世界に通用する新産業、新事業、新企業などを次々と創出し、地域経済を自律的、躍動的、持続的に発展させる国際競争力のある事業環境を持つ空間である。これら事業活動を支援し、相乗効果を高めるため、連鎖システムと広域ネットワーク（人的、物的）が重要な基盤となる。

産業クラスターは地域経済産業局単位で全国19プロジェクトが13年度から展開中で

あり、知的クラスターは全国10地域が事業実施地域、6地域が施行地域に採択され、14年度から取り組みが始まる。

産業クラスターの構成要素は、企業・ベンチャー企業、起業家、大学等の中核研究機関、事業推進機関、事業支援機関、情報通信など関連支援施設など多種多様な機能である。

産業クラスターが、新産業創出などのミッション達成に向か、機能を発揮した場合、この空間で起こる事業活動のイメージは、次ぎのようになろう。

「多種多様な機能集積の相乗効果のもと、競争、協働の原理が働き、共鳴の磁場が起これ、地域経済を支え、世界に通用する新産業・新事業・新企業が次々と生まれる。これとともに、それへの挑戦と失敗の試練を経て、更なる創造と革新のダイナミックな連鎖反応が発生し、これが循環し、持続する。そして、この繰り返しが産学管連携、ビジネス・パートナー・ネットワーク、シエンネットワークを一層強化し、知的活力が漲るエキサイトィングで魅力的な事業環境、起業風土が醸成される。」

既にクラスターづくりは両省のプロジェクトとして全国で始まった。しかし、クラスターづくりはこれで終わりではない。

自治体が地域の産業資源に根ざした産業政策を立てれば、これらに次ぐクラスター形成の可能性がもっと増加するはずである。都道府県単位でみれば、クラスターが一つでなければならぬとの理由はないので、既に動きだしたクラスターづくりとの関わりを勘案しながら独自のクラスターづくりを目指すことが望ましい。また、両省のクラスター計画を上手に噛み合わせれば、その効果が倍増する筈である。

因みに、世界の代表的なクラスターであるシリコンバレーの面積は3840・で、埼玉県、奈良県、鳥取県と同程度の面積であり、このうち産業集積が著しい面積はその1／5にあたる768・である。

#### ■ ニッチトップ企業の創出、外国企業誘致で産業創出

与えられた紙数が尽きようとしている。どうも論述が冗長にすぎてしまったようだ。しかし、今更、全編均等にするために書き直すわけにはいかないので、この項目については簡単に記述することに止める。

地域が既存のニッチトップ企業に支援することや、新たに地域の産業資源を活用したニッチトップ企業の創出を支援することが今後重要な政策課題の一つになる。産学連携、クラスター形成がそのための恰好な事業環境になろう。

日本の開業率は70年代以降、減少の一途を辿り、96-99年の開業率は4.1%（開業事業所269千）になり、これに対し廃業率は5.9%（廃業事業所385千）であり、115千の事業所が減少したことになる。（非一次産業、年平均、総務省）

日本経済を支えている製造業についてみると、81年の872千事業所が99年には689千事業所となり、183千事業所が減少した。

開業者を増やすことが大きな政策課題になっている。特に、ニッチトップ企業の創出は地域の経済基盤を強化するものとして期待されている。

ニッチトップ企業とは、「地域のみにとどまらず、日本全国または世界のマーケットを視野に入れ、独自の技術やサービスを伸ばしながら地域で頑張っている企業」（産業創出の地域構想、島田晴雄編著、東洋経済新報社）を指す。具体的には、大企業などが気が付

かないニッチ分野に乗り出し、シェア100%などを達成し、持続的に発展している中小企業である。

この本の中で産業立地研究所が調査した全国500社に近い会社が紹介されている。ニッチトップ企業に共通していることは、目のつどころ、つまり市場ニーズの把握が卓越しており、内部の経営資源の活用とともに、外部の経営資源の活用が実に上手であり、この双方を巧みに融合していることである。特に、大学等の知的資源、産業集積地域の中にある他社の経営資源、事業支援機関などの活用が巧みである。

全国500社に近いニッチトップ企業であるが、限られた時間の中での調査であったので、その実数はもっと多いはずである。

今後、自治体はこのような企業を支援するとともに、新たなニッチトップ企業創出に向けた産業政策を実行していくことが必要である。

一方、外国企業の誘致により地域での産業創出を目指すことも必要である。外国企業に対し、日本企業が外国に進出した時に付与される特典（税制、金融、補助金、手続きの簡素化、規制緩和など）を付与し、彼らが望む事業環境（外国企業専用の団地、インキュベータなど）、生活環境を整備すれば、外国企業の対日進出は加速される見通しにある。

しかし、日本企業の対外進出が多いにも係わらず外国企業の対日進出は少ないことは事実である。

日本企業の対外進出は26649件（製造業10367件）、うち米国へは6299件（製造業1977件）である。これに対して外国企業の対日進出は3359件（製造業782件）、うち米国からは1648件（410件）である。（週刊東洋経済臨時増刊／海外進出企業総覧2001・外資系企業総覧2001より）

しかし、最近注目されることは、横浜市に70年代に進出した独国（18社）に加え、米国（8社）、英国（14社）、加国（2社）の大企業、中小企業のアンテナオフィス、アンテナラボなどが進出してきたことである（いずれも各國の企業が共同で進出）。これは市の本庁と外国事務所の熱心な外国企業誘致活動の賜物ではあるが、外国企業が日本市場を有望と見ていることの現れである。

在米国大使館の「対日投資環境に関する報告書（01年7月）」によれば、「日本は米国の対外直接にとって巨大な潜在市場である。日本政府の外国企業の対日投資に対する規制もない。むしろ、民間の商習慣が問題である。日本は潜在的な投資対象として魅力ある特徴を持っているにもかかわらず、米国の対日投資額は経済規模に比べて低いレベルにとどまっている」とし、日本の投資環境について法律、制度、投資奨励策、商習慣、雇用などについて調査結果をまとめている。

この中で、テクノポリスや自治体の外国企業誘致についても触れているが、投資奨励策については「他国に比べまだ規模が小さく、県から期待できる奨励措置の最高額は1000万ドルに満たない。日本政府の対日投資促進の努力の意図は良い。しかし、米国企業はその奨励策の多くが直面する問題の解決には規模の面で不十分である」と不満げである。

我々が思っている以上に外国企業は日本市場を高く評価しているようである。

「世界の工場」中国へ日本を始め外国企業の工場立地が殺到している。この現実からみて中国に工場立地する業種・製品が日本に立地するとは思えないが、日本の市場、研究集積、技術集積、産業集積の中に魅力を見い出して対日進出してくる外国企業がありそうなので、地域は手を抜くことなく誘致戦略を展開し、基盤整備を急ぐことが必要である。

因みに、外国企業の工場立地は99年13件、00年13件、01年9件の実績であった。89年の31件以降、外国企業の立地も右肩下がりで減少し、98年には3件に落ち込んだが、その後回復してきている。

因みに、産業立地研究所の最近の調査によると、外国企業が求める立地条件で極めて重要な条件は「市場・取引先集積」、「産業インフラ」、「情報通信インフラ」の三つ、重要な条件は「生活利便施設」、必要な立地条件は「産業支援機能」、「行政の支援」となっている。かつて外国人学校の存在が極めて重要、あるいは重要とされていたようだが、この調査では「無関係」とのことであった。

外国企業の立地先進事例などを参考にして、地域はもっと積極的に外国企業誘致に取り組むべきであろう。

以上、取り急ぎ地域における産業創出の主な方策について概説したが、これを実現できるか否かは、自治体独自の産業政策と地域を挙げての産業創出への取り組みにかかっている。

地域の知恵と実践の見せ所である。地域間大競争時代の勝ち組になるか、負け組になるか、自治体の真価が問われ始める昨今である。